

全日本合唱連盟音楽資料室 収集・管理細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人全日本合唱連盟（以下、「本連盟」という。）音楽資料室に関する規定第8条及び全日本合唱連盟会計処理規定に基づき、全日本合唱連盟音楽資料室（以下「資料室」という。）における資料室資料（以下「資料」という。）の収集及び管理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「資料」とは、資料室が組織として管理し、資料的研究を行い、本連盟事業の遂行に資するとともに、一般の利用に供するものすべてをいう。
- (2) 「収集」とは、資料の選定、購入、受贈等による資料の調達及び資産計上をいう。
- (3) 「管理」とは、資料の受入、登録、整理、利用、保管、点検、除籍及び廃棄等をいう。

(管理責任者)

第3条 資料の収集・管理に関する責任者は館長とする。

第2章 収集

(選定)

第4条 資料の選定は、本連盟音楽資料室資料の収集方針細則第2章に基づき、館長が予算、蔵書構成、本連盟事業の遂行、また啓蒙及び研究上の効果を考慮して行う。

- (1) 本連盟事業に必要な音楽資料（楽譜・視聴覚資料・図書・逐次刊行物）
 - (2) 本連盟の特色あるコレクション、並びに本連盟のアイデンティティーを高めるために必要な資料（楽譜・視聴覚資料・図書）
 - (3) 音楽愛好家の教養向上に有益な音楽資料（楽譜・視聴覚資料・図書）
 - (4) 上記（1）～（3）に準ずる参考図書（事典、辞書等、年鑑等）
 - (5) その他
 - ・団体史・記念誌（合唱団年史 など）
 - ・政府刊行物
 - ・その他
- 2 一定基準以上の価格のものについては、音楽資料室委員会において購入の可否を決定する。
- 3 前項の定めにかかわらず、一定基準以下の価格のものについては、音楽資料室委員会の議を経ず、館長の裁定によって購入の可否を決定することができる。
- 4 前項における価格の一定基準は音楽資料室委員会において定める。

(取得の手段)

第5条 資料の取得は、購入、受贈、移管、委託及びライセンス取得等によって行う。

2 資料の受贈、移管及び委託等の手続きについては、別に定める。

(固定資産の計上基準)

第6条 資料は、次の各号に掲げるものを除き、固定資産に計上する。

- (1) 長期保存を必要としない資料
- (2) 消耗度のはなはだしい資料
- (3) 事務用として、常時使用する資料
- (4) 合冊製本されていない逐次刊行物
- (5) ライセンス等を取得して利用するネットワーク上の電子的資料
- (6) その他固定資産として不適当な資料

2 前項各号の認定は、館長が行う。

(取得価額)

第7条 資料の取得価額は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 購入資料は、購入代価及び付随費用
- (2) 受贈資料は備忘価額
- (3) 製本雑誌は、合冊製本に要した経費
- (4) 自館製作による資料は、その製作に要した経費
- (5) 取得価格不明の資料は備忘価額

(減価償却)

第8条 資料は、毎会計年度、定率法により減価償却を行う。なお、耐用年数を2年として償却額は1点につき備忘価額の1円まで償却する。

第3章 管理

(登録)

第9条 取得することを決定した資料は、速やかに別に定める発注、受入、登録手続きを行わなければならない。

(整理)

第10条 資料の整理については、別に定める。

(貴重資料)

第11条 所蔵資料の一部を貴重資料に指定することができる。

2 貴重資料の指定基準、取扱要領、利用要領は別に定める。

(利用)

第12条 資料の利用については、別に定める本連盟音楽資料室利用細則に基づいて行う。

(保管)

第13条 整理済みの資料は所定の場所に保管し、火災、盗難、劣化等の事故防止に努め、適正に管理しなければならない。

(蔵書点検)

第14条 司書及びその他の職員は、資料の点検計画を策定し、定期的に点検を行わなければならない。

2 司書及びその他の職員は、前項の点検結果を館長に報告しなければならない。

(除籍)

第15条 固定資産として登録した資料のうち、次の各号の一に該当する資料は除籍する。

- (1) 破損、汚損及び消耗がはなはだしく、補修不能の資料
- (2) 紛失資料及び所在不明になって2年以上経過した資料
- (3) 資料価値を失った資料
- (4) 保管転換、管理換え、数量更正をした資料
- (5) その他館長が除籍を適当と認めた資料

(除籍・廃棄等)

第16条 前条により除籍した資料は、蔵書印を消印し、廃棄、売却、寄贈等の廃棄処理をする。

2 前項の処理方法は、館長が決定する。

第4章 その他

(運用)

第17条 この細則に定めるもののほか、資料の収集及び管理に関し必要な事項は、音楽資料室委員会及び館長が定める。

(細則の改廃)

第18条 この細則の改廃は、全日本合唱連盟理事会の出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

附 則

この細則は、2019年（平成31年）2月17日から施行する。